

# 外国人についての

# 「？」

# を解消

## 行政書士による外国人についての無料相談会

外国人の方が日本で生活するためには在留資格が必要です。  
例えば就職や会社設立、国際結婚に伴う在留資格を取得するためには、定められた基準を満たし、そのことを証明する多くの書類を準備しなければいけません。  
まずは行政書士にご相談ください。

予約も  
不要



- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格更新許可申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・国際結婚手続き
- ・永住申請
- ・帰化申請

... etc

日本の会社に  
就職が決まった。

日本で会社を  
経営したい。

日本に親族を  
呼びたい。

留学生を社員と  
して採用したい。

永住者に  
なりたい。

外国人と結婚  
することになった。

日本国籍を  
取得したい。

あなたの街の法律家 行政書士にお任せください!



## 福岡県行政書士会

<http://www.gyosei-fukuoka.or.jp/>

[www.facebook.com/gyosei.fukuoka](http://www.facebook.com/gyosei.fukuoka)

行政書士 神森事務所

鞍手郡鞍手町大字中山2341-1

☎0949-52-7033 fax0949-42-9500

mail shiraishi@task-gyosei.com

担当：神森・白石